

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長		
税 目	法人税、所得税		
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置の対象 特定廃棄物最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）を積み立てることが義務付けられている。 ・ 措置内容 維持管理積立金を損金又は必要経費に算入する特例措置の適用期限（令和4年3月31日まで）を2年間延長する。 ・ 関係条文 租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48 		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－一百万円 （700百万円） （－一百万円）
新 設 ・ 拡 充 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受入れ容量の確保を促進すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないように、浸出水の処理等の維持管理をしなければならないという特殊性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るため収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後でも、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減することが必要である。当該特例措置により未積立の件数を大幅に抑えることが可能となっており、当該特例措置の利用が維持管理積立金の着実な積立てに寄与している。</p>		

	<p>加えて、最終処分場については、上述の運用上の特殊性や、廃棄物の埋立てを行うという特殊性から、元来近隣住民の忌避感、不信感が強く、新規設置又は容量拡大のための社会的合意形成が極めて困難である一方、国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）では、「起きてはならない最悪の事態」の1つとして、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」が挙げられており、気候変動の影響により頻発化及び激甚化の傾向にある豪雨及び台風等の水害、近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震等により発生する災害廃棄物の処理に備えるため、最終処分場における十分な受入れ容量の確保が強く求められている。具体的には、水害では、平成三十年七月豪雨においては約1,890千トン（1年間で広島県にて処理される一般廃棄物量の約207%に相当）、令和元年房総半島台風及び同年東日本台風においては約1,540千トン（1年間で千葉県にて処理される一般廃棄物量の約76%に相当）、地震では、平成二十八年熊本地震においては約3,110千トン（1年間で熊本県にて処理される一般廃棄物量の約553%に相当）、東日本大震災においては31,000千トン（1年間で全国にて処理される一般廃棄物量の約76%に相当）の膨大な量の災害廃棄物（津波堆積物を含む）が発生しており、今後発生が予期されている南海トラフ地震では東日本大震災の12倍、首都直下地震では5倍の災害廃棄物が発生すると見込まれている。さらにリニア中央新幹線の工事や東京オリンピック・パラリンピックに伴う工事、その後の建築物の解体需要によって膨大な廃棄物の発生が想定されるほか、平成29年末から中国等によるプラスチック廃棄物の輸入規制が開始され、また、令和3年1月から新たにプラスチック廃棄物がバーゼル条約規制対象になったことから、国内処理量の一定の増加が見込まれる。</p> <p>このような状況にも関わらず、最終処分場の平成30年度の設置件数は1,631件（前年同比▲19件）と平成20年から下げ止まっていない。については、維持管理積立金によって、円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受入れ容量の確保を図っていく必要がある。</p> <p>このような状況から、本特例措置を延長し、積立金を損金又は必要経費に算入することにより、積立ての円滑な実施を図る必要がある。</p>	
<p>今 回 の 要 望 に 関 連</p>	<p>合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）</p> <p>政策の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。 ・一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を確保する。（循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）による。） ・産業廃棄物最終処分場の残余年数について、当面の目標として、令和2年度を目標年次として、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、目標年次を経過したことから、上述のとおり増大傾向にある廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。）（循環型社会形成推進基本法第15条第7項に

		<p>において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）による。）</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。 ・一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する。（循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）による。） ・産業廃棄物最終処分場の残余年数について、目標年次を経過したことから、上述のとおり増加の見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。
	政策目標の達成状況	<p>維持管理積立金の積立件数と金額は平成30年度には687施設5,581百万円、令和元年度には677施設7,687百万円、令和2年度には647施設7,410百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p> <p>また、維持管理積立金を取り崩した件数と金額は、平成30年度には56施設1,833百万円、令和元年度には53施設992百万円、令和2年度には48施設560百万円であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が十分な受け入れ容量の確保されている。</p> <p>平成30年度時点の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は21.6年と上記計画内の目標（20年分）を達成しているものの、上記計画における達成年度は、あくまで令和4年度時点であるため、当該目標年度に達成状況を判断すべきである。</p> <p>平成30年度時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標（10年分）を達成しているものの、目標年次を経過したことから、上述のとおり増大傾向にある廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、現在見直しを検討中。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	約670事業者
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一般廃棄物の最終処分場等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項第3号、第4号及び第5号、地方税法施行令附則第11条第5項、地方税法施行規則附則第6条第14項、第15項及び第17項） 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（地方税法附則第12条の2の7第1項第5号、地方税法施行令附則第10条の2の2第7項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業（公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備支援等を実施。令和4年度要求額1,800百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置も要望項目と同じく、最終処分場の適正な維持管理の支援を目的としている。
	要望の措置の妥当性	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	（積立額） 平成30年度：6,833（百万円） 令和元年度：7,687（百万円） 令和2年度：7,410（百万円）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	令和元年度 ①租税特別措置法の条項 第56条、第68条の46 ②適用件数 177件 ③適用額 37億円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。
	前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせることにより、適正な維持管理を図る。 一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する。（※循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）による。） 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、上述のとおり増加の見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ残余年数の目標については見直しを検討する。）（循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）による。）</p> <p>本特例措置により、維持管理積立金の積立は着実に図られてきているが、新規に設置した最終処分場や埋立継続中の最終処分場等、最終処分場の維持管理に必要な積立金は毎年新たに必要となるため、引き続き本特例措置を講じ、積立ての円滑な実施を図る必要がある。平成 30 年度時点においては、一般廃棄物の最終処分場の残余年数は 21.6 年と上記計画内の目標を達成しているといえる。また、平成 30 年時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は 17 年と上記計画内の目標を達成している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 10 年度から措置。 平成 12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、令和 2 年度税制改正において、それぞれ 2 年間の延長が認められた。令和 2 年度税制改正では、損金算入可能な限度額について、令和 2 年 3 月 31 日まで都道府県知事による通知額の 100%であったが、令和 2 年 4 月 1 日から都道府県知事による通知額の 60%となった。</p>